

広島県証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

広島県証紙規則の一部を改正する規則

広島県証紙規則（昭和三十九年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「二〇〇分の二・九九三」を「二〇〇分の二・八八七五」に、「二〇〇分の二・八三五」を「二〇〇分の二・六二五」に、「二〇〇分の二・六二五」を「二〇〇分の二・三六二五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。